

意見書

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った（平成22年2月17日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成22年3月10日

主任審理官 伊丹 俊八

記

第1 意見

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであつてチャンネル間隔が5MHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下のものに限る。）の無線設備のうち周波数分割複信方式を用いるものの受信設備が副次的に発する電波の限度を定めること。（第24条関係）

二 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除くものであつて、拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップのもののうち2又は3の搬送波を同時に送信するものに限る。）の無線設備の技術基準を定めること。（第49条の6の5及び別表第2号関係）

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであつてチャンネル間隔が5MHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下のものに限る。）の無線設備のうち周波数分割複信方式を用いるものの技術基準を定めること。（第49条の6の9及び別表第1号関係）

四 その他規定の整備をすること。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(2) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

一 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除くものであつて、拡散符号速度が毎秒 1.2288 メガチップのもののうち 2 又は 3 の搬送波を同時に送信するものに限る。）の無線設備及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであつてチャンネル間隔が 5MHz のものであり、かつ、送信する電波の周波数が、1,920MHz を超え 1,980MHz 以下又は 2,110 MHz を超え 2,170MHz 以下のものに限る。）の無線設備の技術基準適合証明等のための審査方法について定めること。（第 2 条、別表第 1 号及び様式第 7 号関係）

二 その他規定の整備をすること。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

（1 の改正案の内容の説明として、以下の陳述があつた。）

本件は、CDMA高速データ携帯無線通信システムの高度化及び3.9世代移動通信システム用小電力レピータの導入のため、関係規定の整備を行うものである。

CDMA高速データ携帯無線通信システムは、CDMA2000系のデータ通信システムであり、我が国ではKDDI株式会社により、平成15年からサービスが開始されているが、近年の社会・経済活動の高度化・多様化を背景に、インターネット接続、動画像伝送、データ通信利用等は拡大傾向にあり、より高速・大容量で利便性の高い移動通信システムに期待が寄せられている。

このような状況を受け、効率的な無線スロットの使用によって、より高速・大容量な通信を実現し、周波数利用効率の向上につながるCDMA高速データ携帯無線通信システムの高度化システムであるEVD0マルチキャリアシステムを導入するため、関係規定の整備を行うものである。

また、3.9世代移動通信システムについては、平成21年4月に制度化し、同年6月に特定基地局の開設計画の認定を行ったところであり、現在、認定を受けた各事業者は3.9世代移動通信システムとしてLTEシステムを導入すべく、利用エリア整備に向けた取組みを進めているところである。

そこで、第3世代移動通信システムと同様に、LTEシステムの利用エリアの圏外となる地域の解消を促進するため、小電力レピータの導入の期待が寄せられていることを受け、LTEシステム用小電力レピータを導入するため、関係規定の整備を行うものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する3者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	賛 成	
KDDI 株式会社	賛 成	
社団法人電波産業会	賛 成	

本件は、CDMA 高速データ携帯無線通信システムの高度化及び 3.9 世代移動通信システム用小電力レピータの導入に伴い、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正するものである。

現在、CDMA2000 系の高速データ携帯無線通信システムについては、携帯電話によるインターネット接続サービス、高速データ通信等の利用に対応するため、下り最大 3.1Mbps、上り最大 1.8Mbps の伝送速度で運用されている。今後もインターネット接続サービスにおける動画像伝送量等の増大傾向が続くと考えられ、このような利用者のニーズに迅速に対応するため、3.9 世代移動通信システムである LTE システムの導入に先行して、周波数利用効率の向上を図りつつ CDMA2000 系の高速データ携帯無線通信システムのより高速・大容量化（従来の 3 倍から 5 倍）を図るものであり、その導入を可能とする制度整備を行うことは必要であると認められる。

併せて、各携帯電話事業者は、平成 22 年度から順次 3.9 世代移動通信システムである LTE システムの導入を計画していることから、電波が届きにくく利用圏外となる場所の解消を促進する LTE システム用の小電力レピータの導入を可能とする制度整備を行うものであり、その必要性は認められる。

本件の改正案等の内容については、以下のとおり適当と認められる。

- 1 無線設備規則の改正案については、情報通信審議会からの一部答申（平成 21 年 12 月 18 日）を受けて、隣接する他の無線システムとの共用検討結果を踏まえ、3 波のマルチキャリア方式、高能率変調方式の採用による伝送速度の高速化及び周波数利用効率の向上を可能とする技術基準の規定を設けるとともに、3.9 世代移動通信システム用小電力レピータの技術基準の規定を設けており、改正内容は適当と認められる。
- 2 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案については、CDMA 高速データ携帯無線通信システムの高度化システムの陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）を落成検査の省略等簡素化された免許手続を行うことができる特定無線設備として追加する規定を設けるとともに、併せて、3.9 世代移動通信システム用小電力レピータについても同様に特定無線設備として追加する規定を設けており、改正内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。